

令和2年度第2回 芦屋市都市計画審議会 会議録

日 時	令和2年12月25日（金） 午前10時～午前11時40分
場 所	芦屋市役所 東館3階 中会議室
出席者	会 長 三谷哲雄 委 員 石黒一彦，工藤和美，島村健，上田孝治，渡部健一，天王寺谷祥一， 福井利道，福井美奈子，松木義昭，たかおか知子，香川清和，山口浩史 芦 屋 市 佐藤副市長，長田技監，辻都市建設部参事，灰佐建築指導課長， 森本地域経済振興課長 (事務局)白井都市計画課長，小栗都市計画課係長，三近都市計画課係員
事務局	都市計画課
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 委員出席状況報告・会議の成立報告
 - (2) 署名委員の指名
 - (3) 議 題
 - 1) 説明事項
生産緑地地区の変更について
 - 2) 報告事項
芦屋市都市計画マスタープランの改定について
- 4 その他
- 5 閉 会

2 提出資料

- 資料① 生産緑地地区の変更について
資料② 芦屋市都市計画マスタープランの改定について

3 審議経過

○事務局（白井） それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

事前に送付させていただいております資料と、本日お席のほうに、会議次第を配布させていただいておりますが、揃っておりますでしょうか。次に、本日出席しております、事務局の職員でございますが、まず、人事異動による変更がございましたので、紹介させていただきます。都市建設部参事の辻正彦でございます。それから、本日の議題に関連して、関係所

管課長が出席しておりますが、関連議題が終わりましたら、途中退席させていただきますので、予めご了承くださいませよう、お願いいたします。

それでは、会議次第の2番目でございますが、恐れ入りますが、三谷会長からご挨拶を賜りまして、その後、引き続き、会議次第の3番目、議事につきまして、進行をお願いいたします。

○三谷会長 皆様おはようございます。本日は年末の非常にお忙しい時期にも関わらず、多数の委員の皆様にお集まりいただき本当にありがとうございます。本日の議題は説明事項と報告事項ということで2件ございます。いつも通りたくさんのお意見を出していただければありがたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、会議次第3番目の議事に入ります前に、まず会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定条件とは同条例第19条第1項第1号では、非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、同項第2号では会議を公開することにより、当該会議の構成または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合と規定されております。本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開するというようにしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、公開ということにさせていただきます。本日、傍聴者はおられますか。

○事務局(白井) 公開ということでございますけれども、本日、傍聴の方はおられません。

○三谷会長 それでは、議事を進めます。

まず、事務局から本日の会議の成立について、ご報告願います。

○事務局(白井) 本日の出席状況ですが、委員14名のうち、13名ご出席ということで、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。

○三谷会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、上田委員と福井美奈子委員にお願いしたいと思います。お二人の委員様、よろしくお願ひします。

次に議事(3)の議題に進ませていただきます。本日の議題は、会議次第に記載されておりますとおり、説明事項1件、報告事項1件でございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願ひします。

それでは、説明事項としまして、阪神間都市計画生産緑地地区の変更について事務局から説明をお願いします。

○事務局(三近) それでは、説明事項として阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)生産緑地地区の変更 岩園2生産緑地地区の廃止について、説明をさせていただきます。都市計画課の三近と申します。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

今回の内容の説明に入ります前に、まず生産緑地地区の趣旨及び芦屋市における生産緑地地区の経緯について簡単に説明をさせていただきます。まず、生産緑地地区の趣旨についてですが、生産緑地地区は、市街化区域内において、緑地機能及び公園、緑地等の公共施設等

の敷地の用に供する土地として適している農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるものです。

生産緑地地区の指定要件としましては、生産緑地法第3条第1項に市街化区域内の農地等で、500平方メートル以上の一団のものの区域であることとなっております。また生産緑地地区では、農地等として維持するため建築等の行為が規制されており、同法第8条で建築物等の建築、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓等の行為については市長の許可を受けなければしてはならないとされております。土地所有者の権利救済の観点から、同法第10条で、生産緑地指定後30年を経過した場合、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、もしくは、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障などの場合は、生産緑地を時価で買取るべき旨を市町村長に申し出ることができるとなっております。今回は、農林漁業の主たる従事者が死亡ということで買取申出がありました。

続きまして、芦屋市の生産緑地地区の指定とその後の経緯についてですが、本市においては、平成4年10月6日付けで六麓荘生産緑地地区ほか12地区の計13地区、約3.22ヘクタールを都市計画決定しております。その後、営農者の死亡や故障等の理由により、計6地区が廃止され、現在の7箇所に至る、というのがおおまかな経緯です。

それでは、岩園2生産緑地地区の廃止についての説明に移らせていただきます。資料3ページをご覧ください。総括図に示されております赤く囲った部分が現在、芦屋市内で生産緑地地区に指定している箇所でございます。今回廃止となる地区を含めて、全部で7地区あり、この内、赤で塗りつぶした部分、岩園2生産緑地地区を廃止するというのが、今回の都市計画変更です。廃止される生産緑地地区の面積は約0.39ヘクタールとなっております。廃止に至る経緯ですが、岩園2生産緑地地区の営農者の死亡により、本年9月8日付けで市に法第10条の規定に基づく買取申出がありました。当該地は公共施設の具体的な利用計画のある場所ではないため、申出のあった生産緑地について、市は、買取はしないこととなりました。芦屋市以外への買取のあつせんとして、兵庫県に照会しておりますが、県からは買取しない旨の回答を得ており、また、本市の農業専門委員会にて生産緑地取得のあつせんを行いました。あつせん不調となり、買取申出後、3ヶ月が経過したため、法第14条により、生産緑地地区内の建築制限が解除され、農地として計画的、永久的に保全することが困難となったため廃止することがやむを得ないものと判断し、今回の都市計画変更の手続きを進めることとなりました。

続いて、図書の説明をさせていただきます。資料1ページ 計画書をご覧ください。種類及び面積ですが、都市計画の種類は生産緑地地区で、面積は、岩園2生産緑地地区の廃止後の市内の生産緑地地区の面積を記載しており、約1.74ヘクタールとなります。次に、廃止される地区の名称及び面積を記載しており、名称は岩園2生産緑地地区、廃止面積が約0.39ヘクタールとなっております。資料2ページをご覧ください。今回の都市計画の変更の理由書です。1段落目で生産緑地地区指定の経緯を、2段落目に先ほど説明いたしました今回の変更の経緯、理由を記載しております。資料3ページが都市計画総括図、4ページが計画図となっております。資料7ページ以降に参考図書として、生産緑地地区変更前後対照表、生産緑地地区変更前後比較表・位置図、現況写真を添付しております。

最後に今後のスケジュールにつきまして、資料 11 ページをご覧ください。本日の都市計画審議会の後、1月15日より2週間、都市計画法に基づく縦覧を行い、2月中旬頃の開催を考えております。次回の都市計画審議会で諮問をさせていただく予定としております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 三谷会長 ありがとうございます。今のご説明に対して、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。
- 山口委員 今回、岩園2生産緑地地区が廃止になったのですが、岩園1生産緑地地区が過去にあったように思いまして、そこはその後、宅地開発されて戸建住宅になったかと思えます。つまり、岩園1の生産緑地の経緯を参考にさせていただくと、今日の議論もわかりやすいかなと思えますがいかがでしょうか。
- 事務局（白井） 岩園1生産緑地地区の場所につきましては、今回の岩園2生産緑地地区の東側にございましたが、これが平成14年に廃止されております。その後、現在の形状のように宅地化されているということになっております。
- 山口委員 そこについては、民間の造成が始まった時に、工事に関して色々と周りの方がご心配されたりしたのではなかったかなと記憶をされていて、今回も民間の手に委ねられる場合、芦屋市さんのほうでも気にかけておいていただきたいという気がしたので、これは意見というよりもお願いです。
- 事務局（白井） 今後どのような土地利用になるかについては、把握できておりませんが、同じように宅地化なり、造成が行われるということになれば、その工事に対しての適切な指導を行うということと、周辺への配慮ということもなされるべきものと考えております。それと、今のご質問とは主旨が異なるかもわかりませんが、この区域については、風致地区による緑化規定がございますので、生産緑地としては廃止となりますが、仮に宅地化するといった場合でも、一定の緑化が図られることになっております。
- 佐藤副市長 ご指摘のとおり、今後十分な配慮を設けていく必要がございますことから、関係法令はもとより、住みよいまちづくり条例の事前協議の対象になってくると思いますので、市としても責任をもって、関与を深めていく必要があると感じております。
- 福井（美）委員 7箇所の中の1箇所が廃止されるというご説明でございました。改正生産緑地法が適用されたのが1992年となっていて、その時に多くの場所が指定を受けたという経緯があるわけです。税制面での優遇がされる代わりに、生産緑地で30年間営農しなければならないということが示されておりますが、この箇所というのはすべて同時期に指定されたと理解してよろしかったでしょうか。
- 事務局（白井） そのとおりでございます。
- 福井（美）委員 30年間ということの縛りが最初にあるわけですし、1992年からということになると、2022年に満期を迎えるということになります。これに関して、義務が外れるという事象が生じるということですが、それによる影響は、どのようにお考えでしょうか。
- 事務局（白井） 生産緑地地区の制度として、委員がおっしゃっていただいたとおり、30年が期限として示されているわけですが、これを迎える中で、今後どのような対応をしていくのかということで、新たに特定生産緑地という制度が設けられております。この30年に至る

までの間に、特定生産緑地としての指定のご意向を示していただければ、必要な手続きを経て、現状のまま、生産緑地として継続ができるということになっておりますので、現在、所有者の方に意向確認をさせていただいているところです。

○福井（美）委員 生産緑地は、防災面や環境の保全の点からも有効ということですが、今後、どんどん、今回のようなケースが考えられるわけでありまして。先ほどのご説明ですと、買取の申出があった後も、色々なところにあっせんの努力もされておられるということで、結果としてうまくはいかなかったのだらうと拝察されるのですが、仮に宅地になっても、緑化に配慮しますということでしたので、そこはきっちりと、取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○松木委員 この土地は、今言われたように所有者が亡くなられたので、市のほうに買取の要請があったが、市が断ったということで、今回の廃止の手続きになっている。今、30年という制約の話があって、これはまだ30年経ってないのですが、その場合はどうなるのですか。

○事務局（白井） これまで廃止となった生産緑地地区も同様ですが、これは営農が継続されることで成り立つものでございます。今回のケースでもそうですが、所有者あるいは営農者の方が亡くなるなどによって営農ができないということになりましたら、やむを得ず廃止という手続きを行ってきております。

○松木委員 生産緑地として30年間営農しますということだが、30年経たないのに、こういう状況になれば、今まで相続税はかかってないし、固定資産税についても、もともと宅地並み課税というのが、農地という形で、ものすごく低く抑えられている。そうするとそれはどうなるのですか。

○事務局（白井） 税制上の優遇がなされてきたわけですが、当初指定時も、所有者の方としては、30年間続けるということをお考えになられていたものが、結果として今回のように継続できないということになっておりますので、致し方ない状況であると認識しております。

○松木委員 この畑は複数の方が使われているが、相続人の方が、もう営農する気がないという話になっている。30年間は最低守ってもらわないといけないのではないのか。相続人に、あと2年は生産緑地としておいといてもらわないと困るということは言わなかったのですか。

○森本地域経済振興課長 これまでも心身の故障ですとか、死亡という、農業が続けていただけないという状況がある中で、同様の手続きを取っているところでございます。後2年というところですが、今回相続人になられた方が、引き続き農業をされる意思がないということで、必要な手続きを経ていただいておりますので、やむを得ないということで考えてございます。

○松木委員 法の趣旨からいうと30年間は、生産緑地として、農地として残すということを行っているのですから、それは守ってもらわないといけないと思います。この土地について、市のほうは、どのような利用をされるか把握をしていないということをおっしゃったが、生産緑地として営農できないということであれば、農地を転用して宅地にするということだと思います。やっぱり把握しないといけないのではないですか。今後どういう利用をされるのか聞くべきですよ。今まで緑地として、ずっと28年間維持されてきたものがなくなる。あの

周辺は一戸建て住宅がここ10年間でものすごく建ってきた。周辺の人たちは、畑がなくなるそうだと皆さんびっくりされておられます。ものすごく関心もっておられます。何が建つかわかりませんが、市も関心をもって聞くべきではないですか。それと、隣接する池はどうなるのですか。

○事務局（白井） 池につきましても把握はしておりません。

○松木委員 これも、市として調べておかないといけないのではないですか。それから、他の生産緑地についても、朝日ヶ丘と岩園が、今後どうなるのかということで、先ほど法律が改正して、30年経っても、あと10年は継続できるということですが、そろそろ意思確認したほうがいいのではないですか。

○事務局（白井） 事前確認については既に行っております。

○松木委員 せっかく宅地化された中に、田んぼや畑として残っていて、ものすごく落ち着く場所ですので、一つでも残していくという方向でやっていっていただきたいと思います。

○工藤委員 前回の時も、生産緑地を残していくのが制度的に難しいなと思っていて、できれば守ってもらいたいと思うのですが、このままだと農業されている方が、何らかの形でできなくなると、残していく方法がないように思うのですが。なかなか難しいのかなど。

○三谷会長 制度的に続けられるような仕組みを市として、何か考えておられるのでしょうか。

○事務局（白井） 先ほど申しました国の制度ということになりますが、特定生産緑地の指定によって10年間は継続されるということになりますので、市としてもできればそういう方向にということで、ご案内をさせていただいている状況でございます。

○工藤委員 打開策はないという感じですかね。何かいい方法がないかなと思うのですが。

○事務局（白井） これも繰り返しになりますが、生産緑地という形ではなくなるとしても、一定の緑化を図っていただくことで、可能な限り、緑の保全に努めているところです。

○三谷会長 まちづくり条例等をうまく使いながら、そういった誘導ができるといいかもしれませんね。

○島村委員 生産緑地法によると、農林業の主たる従事者が死亡したりした場合に、時価の買取を申し出ることができるとなっておりますが、所有者と主たる従事者が一致していたというお考えでしょうか。所有者の方自らが農林業に主として従事していたのだったらわかるのですが、そうではなくて、他の方々が従事していたのだとすると、どうなのかという質問です。

○森本地域経済振興課長 今回の買取申出に先立ちまして、相続人の方から、主たる従事者についての証明願の提出がございまして、こちらの方を、市として証明をさせていただいているという形になりますので、主たる従事者につきましては、市としては、相続人の方という認識しております。

○島村委員 実際に農作業をされていた方の実態はよくわからないということですか。市民農園的に使用されていたのでしょうか。

○森本地域経済振興課長 個別にどのようなお話しの上で使われていたのかは市では把握しておりません。

○島村委員 法の趣旨は、生産緑地の所有者の方と、従事者の方を別の主体として考えていると思います。実際に従事されていた方が、農業をできなくなった場合には、やむなく30年前

でも買取申出ができるのですが、所有者が実際に農作業に従事していないのであれば、法第10条第2項には、もしかしたら当たらないのかもしれない。実態が問題なので、所有者の方が、自分が従事者と言えば従事者になるわけではないので、厳密に言えばそういう話が出てくるかなと思いました。

○森本地域経済振興課長 届け出人の方が主たる従事者として頂戴しておりましたので、それに基づいて手続きを進めさせていただきました。

○三谷会長 その他何かございませんでしょうか。なければ次の議題に移りたいと思います。それでは、次の報告事項で、芦屋市都市計画マスタープランの改定について事務局からご説明をお願いします。

○事務局（小栗） 報告事項として、都市計画マスタープランの改定について説明させていただきます。都市計画課の小栗と申します。よろしく願いいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

議題内容に入る前に、前回の都市計画審議会での内容を振り返ります。前回ご説明いたしました内容は、都市計画マスタープランの概要としまして、現行計画の概要、都市計画マスタープランの目的・位置づけ、それと改定の背景であります、平成17年に当初策定し、今年度目標年次を迎えたことと、「構成」や「改定の視点」として、これまでに進めてきた「快適で良好な住環境のまちづくり」は、本市の魅力を高めていくため、引き続き取り組んでいくべきものであることから、現行計画の基本的な考え方を継承することと、人口減少をはじめとする、社会情勢の変化への対応を加速していくことを改定の視点とし、策定を進めていきたいとご説明させていただきました。現行計画のこれまでの取り組みについては、後ほどご説明させていただきます。

それから改定のスケジュールにつきましては、来年6月末を目指し改定を進めていくということ、それと最後に、改定にあたっての参考とするための市民アンケートの内容について説明をいたしました。その後、8月下旬から9月中旬に実施いたしました、市民アンケートの結果についても、後ほど説明いたします。

それでは資料に沿ってご説明いたします。目次の第2章、「全体構想」までが本日の報告事項となります。なお、第3章の「地域別構想」については、現在策定中でございますので、次回の審議会でご説明いたします。

それでは、資料3ページになりますが、序章「はじめに」からでございます。「都市計画マスタープラン改定の背景」といたしまして、改めてご説明いたしますが、現行計画の「緑豊かな高質な都市空間づくり」をはじめとする、「まちづくりの理念」に基づき、良質な住宅環境を形成してきました。しかし、近年では、人口減少などの社会変化に対応していくための都市づくりが求められています。今回の本マスタープランでは、そのような社会変化の中で、生活の利便性や都市の活力を維持し、豊かな自然や歴史・文化、良好な住環境などの魅力ある芦屋のまちを、次の世代に継承していくため、まちの将来像や具体的なまちづくりの方向性を示すものとして改定を行うものとしております。

次に、資料4ページをご覧ください。「計画の位置づけ」としまして、現在策定中でございますが「第5次総合計画」などの上位計画に即すものとし、分野別の関連計画と整合を図

るものでございます。計画目標年次としましては、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ 10 年後の令和 12 年度としております。

次に、資料 5 ページをご覧ください。「都市計画マスタープランの目標と役割」としまして、本マスタープランは、法に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画を踏まえ本市におけるまちづくりの方針を定めるものとしております。目的としましては、「都市の将来像を示すもの」、「都市計画決定、変更の指針とするもの」、「市民参画や協働のまちづくりを進めるもの」の 3 つとしております。

次に、下段の「計画の対象区域」としましては、芦屋市全域が対象となります。

資料 6 ページをご覧ください。「改定の手順」についてです。図表では、「改定の流れ」や「改定の構成」を示しております。こちらが、本日の説明内容の流れにもなりますが、大きくは「現況把握」、「これまでの取り組み」、「課題整理」と「都市計画に関する全国的な潮流」「市民アンケート」、それらを踏まえた「改定の視点」を定めまして「目指すべき将来像」として「目標や理念」を立て「まちづくりの整備方針」を示していく計画の構成となっております。

次に「現状と改定の方向性」といたしまして、資料 9 ページをご覧ください。「芦屋市の特性」といたしまして、本市は、大阪と神戸とのほぼ中央に位置しており、南北に細長い市域となっております。また、山や海など自然景観を有し、幹線道路や鉄道など交通の利便性にも恵まれた立地の特性となっております。

資料 10 ページをご覧ください。「本市の地勢」といたしまして、図に示すとおり、山地部から臨海部まで高低差のある地形となっております。

次に、資料 11 ページをご覧ください。ここからは芦屋市の課題を把握するため「現状と課題」としまして整理しております。まず、「人口」についてです。図のように、2015 年をピークに近年は、ほぼ横ばい傾向となっており、今後は、人口減少傾向であると予想されております。また、高齢化率は 2033 年には 35 パーセントを超えると予想されております。このように、人口減少、少子高齢化が進むことにより、地域活力の低下など市民生活に様々な影響が生じると考えられます。そのため、駅周辺などの地域拠点となる利便性の高い土地利用の有効活用や公共交通の利便性の確保により、生活機能の維持・充実などによる住み続けられる持続可能な都市づくりが必要となってきます。

次に、資料 12 ページをご覧ください。12 ページから 17 ページまでは「土地利用」、「交通環境・都市施設」、「自然環境・都市環境」、「景観」、「防災」といった都市計画マスタープランのまちづくり整備方針の項目ごとに「現況」と「これまでの取り組み」を整理し、「課題」を示しております。

まず、「土地利用」についてです。「現況」としまして、本市では、自然環境を保全するためにも、市街地の拡大を抑制しており、市街地においては、「住みよいまちづくり条例」などに基づき、ゆとりある住宅地を形成してきました。現行計画の土地利用方針においても、現在のゆとりある低層・中低層住宅地を中心とした土地利用を方針とし、現在の用途規制や、地区計画等の運用により、市民参画のもと、良好な住環境の保全・形成に取り組んできました。そのことから、今後の人口減少傾向を見据えることを課題とし、引き続き市街地拡大を

抑制するとともに、良好な住環境を保全することが求められます。

次に資料 13 ページをご覧ください。「交通環境・都市施設等」についてです。ここでは、「交通」、「道路」、「公園」等の項目ごとに現況を整理しております。「交通」についてですが、鉄道は、阪急、JR、阪神が整備されており、東西方向の都市間移動を担っており、バスについては、市内の大部分で運行されておりますが、一部の地域では、公共交通利用圏域から外れた空白地域があります。「道路」につきまして、都市計画道路においては、計画延長の内 87.7 パーセントが整備されていますが、主に、南北方向や、阪急沿線の路線が未整備の状況であります。その他の施設につきましても、概ね整備は図られていますが、各施設における老朽化が進んでいる状況がございます。

資料 14 ページに移りまして、「これまでの取り組み」といたしまして、現行計画では、「快適で安心できる都市空間の形成」を目的に、山手幹線の整備や南芦屋浜地区における無電柱化やユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備、都市施設の老朽化対策など様々に取り組んできました。しかし、東西方向の広域的なネットワークは充実しておりますが、南北方向では交通課題があり、交通の円滑化を図る必要があります。また、老朽化した施設が増えていることや、高齢者が増えていくといった社会変化にも対応していくためにも、公共施設、都市施設の老朽化対策やバリアフリー化など、さらに推進していく必要があります。

次に、資料 15 ページをご覧ください。「自然環境・都市環境」といたしまして、ここでは、山や海、川といった、自然環境やまちなかの緑、自動車公害や空き家問題などの住環境といったものを「都市環境」として整理しております。本市では、計画的に公園や緑地の整備を行い、また、山麓部における緑の保全、芦屋オープンガーデンなどの市民との協働による緑化活動が進められています。また、本市の空き家率に関しましては、全国平均より低い状況となっております。現行計画においては、本市の優れた自然環境の保全、良好な住環境の保全・育成、環境を大切にする生活文化の育成を方針としております。これまでの取り組みとしまして、「緑の保全地区」の指定や、市民参画によるまちの清掃活動、緑化活動、また、騒音などの公害に関する調査、規制遵守の指導などの取り組みを進めてきました。今後引き続き、環境への負荷を軽減するためにも、自然環境の保全や、市民との協働による緑化活動や公害対策を引き続き取り組むことが必要であります。また、今後、空き家の増加により、衛生面の低下や、景観や防災性など住環境への影響が予想されることから、実態を把握し、質の高い良好な住環境を維持していく必要があります。

次に、資料 16 ページをご覧ください。「都市景観」についてです。本市では、市域全域を景観地区に指定し、緑豊かな美しい芦屋の景観を目指して建築物等の形態や色彩、通り外観等について制限を行っております。特に、重要な景観要素の一つである芦屋川沿岸については芦屋川特別景観地区に指定し、全国有数の景観の規制・誘導を行っております。また、地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区計画制度を積極的に運用しており、地区住民と協働の下で良好な住環境・住宅地景観が形成されています。他にも、「屋外広告条例」の制定や、会下山遺跡、ヨドコウ迎賓館、芦屋モノリスなどの文化財の指定や登録などにより、芦屋の景観を高める取り組みを行ってきました。「課題」といたしましては、今後も芦屋の優れた都市景観を形成していくため、「地区計画」など制度の適切な運用による景観保全や

六甲山系や芦屋川などの自然環境を活かすとともに、歴史・文化的な資源の保全・活用し、そのような資源を活かした空間づくりによるにぎわいの創出など、新たな取り組みを進めていく必要があるとしております。

次に、資料 17 ページをご覧ください。「都市防災」についてです。本市では阪神・淡路大震災において甚大な被害を受け、また、東日本大震災の発生による地震・津波による甚大な被害や、近年の台風や豪雨による土砂災害や水害等による被害が全国各地で起きております。そのようなことから、災害に強いまちづくりを進めていくため、無電柱化事業の実施や、防災無線システムの整備・運用、東館新庁舎の整備などの取り組みを進めてきました。近年、自然災害が全国各地で頻発・甚大化していることなど、本市においても例外ではなく、今後も様々な災害が想定されることから、安全な道路空間の確保、円滑な物資の輸送や避難ルートに資する幹線道路の整備などのハード対策から地域と一体となった防災・減災に向けた取り組みなどのソフト対策が必要であるとしております。

次に、資料 18 ページをご覧ください。「市民アンケート結果の概要」となります。調査は、まちづくりに対する現状の評価や今度のまちづくりに対するニーズ等について意見を聞き、改定の参考とするために行いました。調査期間は、8月下旬から2週間程度で行っており、3,000票配布した中で、約1,400票の回答がございました。今回のアンケートでお聞きしている内容は、これまで市が取り組んできたことに対する「評価」、また、「今後の取り組みとして重要なもの」、市民の皆さんが考える「まちの課題」、「まちづくりを進める上で大切なこと」、「参画、協働」に対する意識などをお聞きしております。結果については、資料 19 ページ以降となります。まず、「まちづくりの評価」では、23個の項目から、満足、やや満足、やや不満、不満の4択から回答していただきました。結果は、「景観や緑に関する項目」の評価が高くなっております。一方、「防災」については、避難行動や地域防災力で相対的に評価が低くなっております。

次に、資料 20 ページをご覧ください。先ほどの「まちづくりの評価」と同じ項目で、23個の項目から、重要、やや重要、あまり重要でない、重要でないの4択から「今後の取り組みの重要度」についてお聞きしました。結果は、「評価」を反映してか、「防災」に関する項目が高くなっております。

次に、資料 21 ページをご覧ください。人口減少という大きな社会変化の中で、「すでに起きている現象・今後生じる恐れのある課題」を7個の項目から当てはまるものすべてを選択して答えていただいております。「現在」では「地域コミュニティの低下」が課題とされる方が多いですが、将来的には「まちの活力低下」、「移動利便性の低下」、「住環境の悪化」が高くなっております。次に、「まちづくりを進めるうえで大切なこと」では、13の項目からあてはあるものを3つまで選択いただいております。結果は、「良好な居住環境の保全」が最上位となっており、続いて「災害に強い」や「生活サービス施設や公共交通の充実」が上位となっております。

次に、資料 22 ページをご覧ください。最後に「市民参画」についてお聞きしております。「まちづくり活動への参加状況」、「協働のまちづくりで最も重要だと思う取り組み」についてそれぞれの項目から当てはまるもの1つを選択していただいております。結果について

は、「どのような活動しているのかわからない」と答えた方が多く、「市民が参加しやすい活動機会や情報の提供」が求められております。

続きまして、資料 23 ページをご覧ください。ここでは、「都市施策に関する全国的な潮流」を整理しております。市の課題とも重複する部分もありますが、「人口減少・少子高齢化」、「自然災害への対応」、「環境問題への対応」、「インフラの維持更新」、「技術革新」、「民間活力によるまちづくりの推進」として、“社会情勢の変化”といった観点で、改定に当たって留意すべき内容を整理しております。

次に、資料 24 ページをご覧ください。今、説明した「全国的な潮流」、「市民アンケート」、「本市における現況・課題」を踏まえ、「改定の視点」としてまとめております。大きくは4つの視点でまとめております。1点目は、「現行マスタープランの継承とさらなる発展に向けた都市づくり」としてしております。これまで、現行マスタープランに基づき、ゆとりある緑豊かな住環境や良好な景観による高質な都市空間の形成を目指し、様々な取り組みを進めてきました。市民アンケートにおいても、各分野で評価が得られていることから、現行計画のまちづくりの理念や方向性については今後も継承していくとともに、都市の魅力や機能を高め、さらなるまちの発展を目指します。2つ目は、「長期的な人口減少・少子高齢化を見据えた持続可能な都市づくり」としてしております。今後の人口減少などにより、地域経済や生活機能の低下など、市民生活への影響が考えられることから、中心市街地の再開発等による都市の再生、都市施設の適正な管理・更新等により、都市の活力や生活利便性のさらなる向上を図り、持続可能な都市づくりを進めます。3つ目は、「安全・安心な都市づくり」としてしております。今後、予測される大規模災害への対応の必要性などから、防災、減災の視点に立って、必要な都市施設は整備に向けた検討を進めるとともに、老朽化が進む都市施設については適切な管理や更新等を図ること。また、防災に関する意識啓発や活動支援など、ハードとソフトの両面から安全・安心な都市づくりを進めます。4つ目は、「市民参画と協働のまちづくり」としてしております。限られた財源、市民ニーズの多様化への対応から、市民・事業者等との協働をさらに進めていくため、市民参画の機会の創出や多様な情報発信、活動の支援体制の整備などにより、協働のまちづくりを推進する環境づくりを進めます。以上、この「改定の視点」を踏まえ、次の「全体構想」に入っていく構成となります。

資料 27 ページをご覧ください。全体構想では、「目指すべき将来像」、「将来都市構造」、「まちづくりの整備方針」を示す流れとなっております。はじめに「目指すべき将来像」ですが、27 ページでは、策定中ではありますが、第5次総合計画で示す「将来の姿」「基本方針」を載せております。これらに基づいて、都市計画マスタープランでの「まちづくりの理念」や「目標」を掲げることになりますが、次の資料 28 ページから、その内容を示しております。

資料 28 ページから 30 ページでは、「まちづくりの理念・3つの方向・目標」を示しております。まず、「まちづくりの理念」を「美・快・悠のまち芦屋」としてはありますが、記載の文章も含め、現行の都市計画マスタープランと同等の表現となっております。「美・快・悠」は本市のまちづくりとしての特色を、端的に表していると考えており、これまでに取り組んできたこと、また、今後の10年、20年先を見据える中でも、目指していく方向性とし

ては、変える必要はないものとし、この「まちづくりの理念」についても、継承したものとしております。その上で、「まちづくりの3つの方向」の内容についても基本的に継承しているものです。まず、「美」についてです。本市の優れた自然環境を活かし、市民との協働による緑を活かした美しい都市づくりを目指すこととしております。次に「快」についてです。いつまでも住み続けられるまちを目指し、都市機能や生活機能の維持・充実、ユニバーサルデザインの視点に立って、快適な都市づくりを目指すこととしております。最後に「悠」についてですが、これまで培われてきた歴史・文化を継承していくためにも、その恵まれた地域資源を保全していき、また、その資源を活かしたまちづくりを進めることで、地域コミュニティの活性化を図り、成熟都市にふさわしい都市づくりを目指すことがまた新たな文化が創出されるもの、としております。以上の「美、快、悠」が、芦屋市の特徴でもある高質な住宅都市を目指すものとしての「理念」であるとしております。

資料 29 ページをご覧ください。こちらでは、さらに、「まちづくりの目標」5つの項目で掲げております。「改定の視点」で申し上げた、「継承」、「持続可能」、「安全・安心」、「参画・協働」、また、「アンケート結果」においても、今後取り組むべき内容・課題として、「良好な住環境の保全」、「防災」、「移動利便性」、「地域コミュニティ」となっており、それに加え、市の特徴・魅力として、主には景観・住環境に係る、「高質な都市空間」といったこと、これらを、反映した形で、「まちづくりの目標」を定めております。まず、1つ目に、「社会変化に対応した快適な都市空間づくり」、2つ目に「安心して住み続けられる良質な住環境づくり」、3つ目に、「環境にやさしく潤いのある都市づくり」、4つ目に「個性と魅力ある高質な都市空間づくり」、5つ目に「人とのつながりや交流を育むまちづくり」としてしております。内容につきましては、先ほど説明しました「改定の視点」や「理念」の内容と重複する部分もございますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料 31 ページをご覧ください。ここからは「将来都市構造」となります。「将来都市構造」につきましては、まちの骨格を概念的に表そうとするものとなります。

資料 35 ページをご覧ください。こちらは都市構造を図にしたものとなっております。都市構造を構成するものは大きくは2つございます。主要な都市機能や生活サービス機能を担う「都市拠点」と、周辺都市との広域的な交流や市内の円滑な移動を支える「都市軸」で構成しております。その2つをさらに細分化しており、「都市拠点」では、まず、赤色の丸で示していますが、「中心拠点」として、本市の玄関口である、JR芦屋駅周辺を位置づけております。次にオレンジ色の丸ですが、「地域拠点」は、この「中心拠点」を補完しつつ、主には地域単位での商業・生活機能を形成する役割で、JR以外の各駅周辺と、岩園橋周辺、シーサイドセンター周辺、南芦屋浜のセンター地区周辺を位置づけております。その他、医療拠点、緑の拠点として、主要な病院、公園・緑地などを位置づけ、また、ゾーンとして、本市の自然環境に恵まれた立地といった観点から、臨海部や奥池をそれぞれ、海浜ゾーン、自然共生ゾーンという位置づけにしております。こうした「拠点」や周辺の都市をつなげる要素としての「都市軸」を、まず、赤色の矢印で示している、東西方向の、国道や幹線道路、鉄道を「広域交流軸」とし、本市の中心部を南北に縦断するオレンジ色の破線で示している「中央線」を「中央都市軸」、青色の破線で示している、市の外郭を環状に構成する都

市計画道路を、「地域環状軸」に位置づけ、整備や道路空間の形成を図ることとしています。さらには、大きな矢印で示している「環境軸」を設定し、本市の特徴である山、海、これをつなぐ芦屋川、宮川の河川と道路の街路樹を連続的にネットワークすることで、緑や景観の保全、環境に配慮し、一体的な都市づくりを進めていくこととしております。

続きまして、資料 36 ページをご覧ください。「まちづくりの整備方針」ということで、ここまで述べている、「まちづくりの理念・目標」、「将来都市構造」を実現するための具体の方針を示していく部分となります。資料では、最後の 53 ページまでで、「土地利用」、「交通環境・都市施設等」、「環境」、「景観」、「防災」の 5 つの項目に分け、方針を示しております。各項目の中での構成としては、初めに「基本的な考え方」を示し、その後個別の方針を記載しております。

それでは「まちづくり整備方針」からは、取り組みとしての大きなポイントをご説明いたします。

資料 36 ページから「土地利用」となります。ポイントの 1 点目は、全国的な潮流や、現況でも触れておりますが、人口減少などの社会変化に対応していくため、コンパクトプラスネットワークの考え方を踏まえ、持続可能な住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要であると考えことから、引き続き、市街化の拡大を図らないことと、多様な生活サービス施設の立地を図りつつ、生活利便性の維持・充実を図ることとしております。2 点目は、芦屋市の特徴でもある良好な住宅都市を保全していくため、引き続き、「地区計画」などの運用により、地域ごとの特性に応じた土地利用を図ることとしています。

次に資料 39 ページをご覧ください。39 ページから 43 ページまでが「交通環境・都市施設等」となります。ポイントの 1 点目です。現況でも触れておりますが、都市施設等の老朽化が進んでおる中で、安全な都市基盤を維持していくためにも、引き続き、計画的・効率的な老朽化対策を図っていくこととしています。特に公共施設については、官民にとらわれない施設の効率的な運営を図り、持続可能な都市のあり方を考えていく必要があります。また、道路や公園などの維持管理についても、地域住民の協力や、民間活力を活用した維持管理についても検討していくこととしております。ポイントの 2 点目ですが、本市における交通の円滑化、安全性・防災性の向上を図るとともに、都市の魅力を高めるため、市街地における交通ネットワークの形成を・充実を図っていくこととしています。具体的には、公共交通の利用促進、自転車ネットワークの形成、道路施設などにおけるユニバーサルデザイン・バリアフリー化、都市計画道路の整備優先路線や鉄道との立体交差化などの研究・調査や、交通結節点における機能・魅力の向上、無電柱化など様々な取り組みにより、さらに快適な都市づくりを進めることとしています。

次に、資料 44 ページをご覧ください。44 ページから 46 ページまでが「自然環境・都市環境」となります。1 点目のポイントとしましては、本市の特徴である、「山や海、川など自然景観の保全」や「まちなかの花や緑の美しさ」について、市民アンケートにおいても、現況の評価や今後の取り組み重要度が高くなっていることから、今後も恒久的に保全していくこととともに、市民との協働による緑化活動を取り組んでいくこととしています。2 点目は、環境にやさしい生活実現のため、「クールチョイス」や、良好な住環境の保全といっ

た観点から、空き家の課題についても取り組んでいくこととしております。

次に、資料 47 ページをご覧ください。「都市景観」となります。ポイントの1つ目は、芦屋市は全国的にも、住宅都市として「景観」に力を入れている都市であることから、引き続き、本市の良好な自然景観、まちなみの景観を保全・形成していくこととしています。ポイントの2つ目ですが、景観といいますのは、緑や建物などの、「モノ」の景観だけでなく、「人の流れ」や「にぎわいの創出」といった、一体的に景観的に魅力のある空間の形成が重要であると考えますことから本計画においては、「にぎわい景観」と項目を設け、エリアブランディングや人が歩いてまちを楽しめ、居心地の良い空間づくりなどに取り組んでいくこととしています。

資料 50 ページをご覧ください。「都市防災」となります。本市が経験した阪神淡路大震災や東北地方で発生した東日本大震災、また、近年の災害発生状況を踏まえ、無電柱化や道路ネットワークの形成など、都市の防災構造の強化に資するハード整備だけでなく、市民の防災意識の向上や自主的な防災活動の促進を図り、地域防災力の向上などといったソフト的な対策を進めていくこととしています。以上が、現時点でとりまとめている内容で、「全体構想」までとなります。この「全体構想」の後に、「地域別構想」がございます。市域を5つに分けて、地域ごとにおける整備方針を定めるものですが、この部分については、今回の議題となります。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

- 三谷会長 ありがとうございます。芦屋市都市計画マスタープランの改定の現状をご報告いただきました。何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。
- 香川委員 このマスタープランは非常によくできていると思いますし、芦屋の将来、未来像を語るのに、非常に重要なキーワードもたくさん含まれているし、ファクターもものすごく多いです。これだけの分厚い項目の中で、1ページずつ今後、市のほうで具現化されていくのだと思うのですが、これが実現できたらすごい街になると思うし、人口も減少しないのではないかなと。それぐらいの期待を私はもっています。私だけではなく、ものすごい期待もっている人がたくさんいます。ぜひこのマスタープランを粛々と進めていただいて、社会情勢があるので若干の修正は必要かも知れませんが、根幹や理念を達成できるようなまちづくりにしていただきたいというのが私の周りの人たちの意見でした。その中で危惧することがございまして、前回は改定の進捗について、上位計画の関係で少し遅れているのではないかとということで懸念されておりましたが、今回のJR芦屋駅南地区の件で、進捗に影響することがあるのでしょうか。
- 事務局（白井） スケジュールに関してですが、今回の議題として「全体構想」までを示させていただきました。先ほど説明でも申しましたとおり、今後、「地域別構想」をまとめていきます。それを2月中旬に予定しておりますが、次回の都市計画審議会でも説明させていただいた後に、パブリックコメントを実施したいと考えております。その中で、今おっしゃっていただいた、JR芦屋駅南地区のことにつきましては、この都市計画マスタープランの中でも位置づけがございますので、影響が生じるのではないのかということは、ごもっともなご意見かと思っておりますけれども、駅周辺の基本的なまちづくりのあり方、考え方につきましては、大きく変わるものではないと考えておりますので、現時点では、このまま進めさせて

いただきたいと考えております。

- 香川委員 上位計画の兵庫県の都市計画区域マスタープランの下にあるので、兵庫県さんとの調整も可能ということで解釈してよろしいでしょうか。
- 事務局（白井） 調整というのがどの範囲になるのかというところはございますが、都市計画区域マスタープランにつきましても、方向性が変わるものではないと思っております。仮に影響が生じるということであれば、対応について協議することになるかと思いますが、特に現時点で、県に調整等をお願いするという状況ではございません。
- 香川委員 都市構造、都市軸ということがここに載っていますが、JR芦屋駅周辺が核になって、派生していくようなイメージがありますので、その核が今ストップしてしまったら、周りにどう影響するのかという懸念をされている方がいますし、大変でしょうけど頑張ってください。
- 渡部委員 マスタープランには直接関係ないのかもしれませんが、JR芦屋駅の話が出ましたので関連して。私も仕事柄、駅周辺にすることが非常に多いのですが、今年度、ラポルテ周辺の道路が駐停車禁止の指定を受けていて、もちろん朝晩の送り迎えの車や、雨の日はそれが増えたり、お子さんの塾の送り迎え等があつて、そこにバスやタクシー等が乗り入れますので、あの限られたところでは、非常に厳しいものがあるのはよくわかるのですが、よく目にするのは、お年寄りの方が車いすや松葉杖をついて、タクシーで駅の近くまで来て、電車に乗ろうとされるのだと思うのですが、その瞬間を警察が捕まえています。タクシーだけではなくて、例えばお父さんを送りに来たご家族の方などを容赦なく捕まえているという現状がありまして、これが果たして住民の方に優しい環境づくりなのかと、いつも私は見ながら歩いています。他にもいろんな議論がされているということは聞き及んでいますが、非常にギャップのある状況になっているのではないかと感じております。
- 辻参事 警察からは、駅まで送りに来たタクシーまでは取り締まらないということでお聞きはしておりますが、また申入れしておきます。それと駅周辺の問題というのは、短期的と長期的に解決する問題があると思っております。短期的には、駅北側で駐停車できるところがどこかにないだろうかということを検証しているところです。長期的な問題としては、駅南の再開発ができれば、バス停を動かすことでスペースができますので、長期的と短期的を分けて対応を考えております。
- 工藤委員 まだ素々案なので、今後検討されるとは思いますが、掲載している写真が気になります。特に都市拠点のところ、阪急芦屋川駅の写真があるのですが、どういう意図で選ばれているのか。駅周辺ということでは色々と議論されている時期でもあるので、他も含めて、将来の構想やマスタープランとして出す写真として何を伝えたいのか、しっかりと検討していただきたいと思っております。
- 事務局（白井） 写真につきましては、おっしゃるとおりまだ検討中のところもありますので、よく選定していきたいと思っております。
- 松木委員 スケジュールですが、先ほど「地域別構想」については、次の議題として2月の中旬に都市計画審議会に報告されると、事務局から話がありましたが、前回の時には、10月中旬の開催を考えておりますということで聞いておりましたものが、今日これが2カ月遅れ

で開催されている。これから「地域別構想」ができあがって、次回の都市計画審議会を経てパブリックコメントをするということですが、都市計画マスタープランの市の原案の作成というのはいつごろになりますか。最終的に原案をいつ都市計画審議会に諮問するのかを聞いているのです。

- 事務局（白井） パブリックコメントを3月に行いまして、その後、市民の皆様からのご意見を踏まえた、最終の案を審議会にお示ししたいと考えておりますので、予定としては5月頃を考えております。
- 松木委員 このマスタープランというのは、4月1日からスタートしないといけないものではないのですか。今は色々な条件が重なってこうなっているとは思いますが、結果的には7月か8月くらいにスタートするということになってくるのではないのですか。そうするとその間、空白期間が出てくると思いますが、それによる弊害というのは考えておられますか。
- 佐藤副市長 このタイミングでマスタープランを改定するという自治体、あるいは、改定を見送る自治体もごございます。これはやはり、コロナに起因する社会情勢の変化を、どこまで読み切れるかということが一つございます。経済情勢に関しましても、非常に不確実な状況になっていますので、これももう少し様子を見てみたいという自治体と、改定の時期を数カ月ずらしてできるだけ僅少の影響の範囲で、コロナによる影響を加味していきたい、こういうアプローチをかける自治体。本市はこちらでございまして。状況の変化がもう少し、鮮明に読み取れるまで現計画を引っ張る。我々は後者側を選んでおりますので、スケジュールは若干後ろ倒しになりますが、できるだけ慎重と丁寧なご説明の下で、今の計画の延長線上に、今後の大きなまちづくりの視点を置いていきたいということで現在進めさせていただいております。なにしろ20年後のまちを想定した計画になりますので、そこはご了解とご理解をいただきたいと思っております。
- 松木委員 今、いみじくもコロナという言葉が出てきたのですが、このマスタープランを見ると、コロナのコの字も書いていない。それは、今後一気に収束に向かうのか、ワクチンが欧米で接種が始まって、日本も遅ればせながら、来年3月くらいには接種が始まると聞いてはいるが、それはそれとして、アフターウィズコロナの時代を迎えて、どういうまちにするのかということは一言くらい、ここの中に盛り込まないといけないのではないのですか。それはどのように考えておられますか。
- 佐藤副市長 先ほども申し上げましたように、できる限りの時間を使わせていただいて、今後の傾向というのを確認したいというのがそもそもの考え方でございますが、今、20年後の計画に、そのことについて記載するだけの具体的な事実、これを得ておりませんので、そういった事柄が重大に、あるいは芦屋市のまちづくりに影響を与えるということが確認できた段階で、これはその影響の大きさに鑑みて、改定に対して変更を加えるという事案は発生するやもしれません。ただ不確実な情報で計画そのものに対して、この時点において影響を与えてしまうというわけにはまいりませんので、そこも、今後の情勢を見守っていききたい、あるいは確認にもう少し時間をいただきたいという取扱い、柔軟な対応をさせていただきたいと思っております。
- たかおか委員 前回の会議の時に、南芦屋浜に関しては埋立計画として、もう土地が少ない

ので、この場の議論から外したらどうかという意見があったかと思いますが、そのあたりについては、どのように取り扱われるのでしょうか。

○事務局（白井） 議論から外すということは考えておりません。本日の議題ではございませんが、今後、「地域別構想」をまとめてまいります。その中で、南芦屋地域を含めて、市全体を5つの区域に分けて、それぞれの地域における方針等を、次回の審議会でお示ししようと考えております。

○たかおか委員 都市計画マスタープランとしては、良好な住環境の維持ということで、そこを目標にされていると思うのですが、南芦屋浜に関しては、小学校の計画がまずなくなりました。高潮浸水被害で想定外のことが起こって、安全が脅かされています。その整備に伴って景観も変わります。生活利便施設に関しては、大型ホームセンターがあったのですが、撤退されて、自動車関連の事業者が来るかもしれないという状況になっています。JRの駅前の再開発がどう影響するかという話が先程出ていましたが、南芦屋浜に関しては、駅前広場が未完成のために、バスの利便性が改善されていないという状況があったりします。先日、個人的に住民アンケートを取ってみました。400人くらいが答えてくれたのですが、300人以上、ほとんどの方がコメントで現状不満があると。その内容が、こういった生活利便施設のことや、暮らしに対することで、現状では全く良好な住環境を維持できていないと私は感じています。結局、土地を売り切って終わり、計画を立てて終わりではなくて、きちんとそこが反映できているかということも、辿って行って欲しいなと思います。まちの完成までしっかり見守って、最終的な良好な住環境の維持ができるような、いつでもプランを変えられるような、そういう柔軟性をもって進めてほしいなと思うのですがいかがでしょうか。

○事務局（白井） 都市計画マスタープランについては、基本的には都市計画としてのまちづくりの方針を示すものになりますので、個別具体的の中身に、どこまで触れるべきかということもございしますが、このマスタープランや総合計画を踏まえ、例えば交通や公共施設など、関連して個別の計画を定めることなどによって取り組んでいくという構成になっておりますので、その中で、取り入れることもできるでしょうし、また、進行管理や、達成度を測っていくということになるかと思います。まずはこの都市計画マスタープランでは、その土台となる方向性を示すことにはなりますが、おっしゃっていただいたように、良好な住環境の維持・形成というところは基本として、市全体として取り組んでいくべきものと考えておりますので、その方針をきっちり示せるように進めていきたいと思っております。

○上田委員 全体的な感想になりますが、前回、平成17年に策定されて、その時との状況の違いとして、インターネットが高齢者も含めてインフラ化している。いろんなものがオンラインで完結するようになっている。特にコロナのことがあって、結構オンラインで完結できるとか、テレワークでも可能だとか、そういう基礎的な変化があると思います。今回の素々案を見るとスマート社会等の言葉が少し出てくるのですが、マスタープランそのものに、これがどう関わっていくのか。従来通りと言いますか、あえてアナログでいこうということなのかもしれませんが、20年先の将来を見据えるということであれば、もう少しスマート社会の考え方を入れなくて大丈夫かなという感想をもちました。

○事務局（白井） 例えば、説明の中でも申しましたように、「全国的な潮流」の中では技術

革新の視点で、スマート社会に関して触れてはおりますものの、それが具体的に施策として、どう落とし込まれているのかということが見えにくいというのはご指摘のとおりかと思っております。交通環境のところでは、MaaSなどのICT活用というような、今後、更に発展が期待されるものについて、具体的に明記している部分もございますが、情報通信などの技術革新というのは、近年、目まぐるしいスピードで進行しており、まちづくりへの影響としての見通しを示すには、現時点では、非常に難しいものがあると感じております。

○佐藤副市長 本当に貴重なご意見でして、これも時間が許す限り、ぎりぎりまで状況を見たいということなのですが、おっしゃっていただいたDXの視点もそうですし、トランスフォーメーションそのものが変わりますので、これが今後のまちづくりにどう活かしていけるのか。来年の9月には、デジタル庁ができますので、ここが膨大な予算を持つことになるようですから、一気に加速するという背景も、我々も立ち位置として、これを活用していかない手はないとなるのかもしれませんが、先ほど申し上げましたコロナも同様で、人類が経験したことのない状況下において、何が起こるかということ。それから菅政権になってから、カーボンニュートラルも政策として矢継ぎ早にお出しになられていますので、我々の与えられた時間との兼ね合いの中で、できる限りのチャンスは掴んでいきたいと思っております。

○辻参事 何か具体的にこんな視点は入れておいたほうがいいのかというアドバイスがあればお願いします。

○工藤委員 コロナにしろ、リモートにしろ、そういうものがどんどん安定したあるボリュームをもって来た時には、自然環境豊かであつ、ある程度利便性のある居住をベースにした都市というのは非常に強いと思います。そこを芦屋市がちゃんと意識をして維持するとか、さらに創っていくという部分が、もう少しマスタープランで見えたらいいのではないかと思います。

○島村委員 国の脱炭素政策について言及していただいたのですが、菅政権では低炭素ではなくて、脱炭素ということで、10月以降、国の方向性が打ち出されたので、23ページの全国的な潮流に書いている低炭素という言葉は、脱炭素としたほうがいいと思います。それから、温暖化対策という言葉が、29ページに出てくるのですが、サステイナブルシティとかコンパクトシティとか、世界の進んだ都市のまちづくりの姿を意識すると、2050年に排出を実質ゼロにすると言っていて、2040年にも劇的に脱炭素を国全体でしようとする中で、まちづくりが果たす役割はかなり大きいと思います。そういう視点がもう少しあるといいかなと思います。持続可能な都市という言葉が出てくるのですが、これは人口を維持したいという脈絡でどこか使われていたと思うのですが、サステイナビリティはいろんな意味で使いますが、2050年に向けて、脱炭素も進めるし、温暖化対策も進めるけれども、なお快適な芦屋市を維持するという、そういうメッセージもあるといいかなと思いました。

○香川委員 福祉関係の会議にも出席させていただいているのですが、そこでの意見も踏まえて、自動運転について入れてはどうでしょうか。山のほうは坂もきついし、道も狭いし、埋立地のほうも利便性が悪いと。自動運転技術がどんどん進んでいて、もう具現化していますので、その片鱗を入れたら喜ばれるのではないのでしょうか。駅前再開発でも、ロータリーのが議論として出ていますが、そういうのも全部解消できるし、自動運転が進めばトラフ

イック関係がかなり変わってくると思います。期待できる、輝く芦屋の未来像が見えると思います。

○**たかおか委員** 第4次芦屋市総合計画の時に、平成27年にアンケートされた中で、職員さんが、ほとんど知らないというような結果だったと思います。今後、芦屋市が総合計画を大きな柱として進みますということで打ち出しているのも市民さんにも広めてほしいと思います。その中で職員さんの方があまり知らないとなると、どうなのかなと思うのですが、その後庁内での認識は上がりましたか。

○**佐藤副市長** 大変申し訳ない結果を報告してしまいました。状況を申し上げますと、それぞれが所管する事務の中で、個別の計画をもっておりまして、その時に総合計画は上位計画ですから必ず見えています。問いかけの内容というのは、総合計画を読み込んでいるか、総合計画全体を知っているかということになってしまいましたので、それはしていないという答え方になっています。そのことに対する改善策として、現在の実施計画をすべて総合計画の項目と紐づけて確認作業として入れておりますので、その時に、他との連携も発生してまいりますので、読み解くような仕組みを作るべく取り組んでいるところでございます。

○**三谷会長** その他いかがでしょうか。色々なご意見をいただきました。都市計画マスタープランの改定について良い議論ができたのではないかなと思います。反映できるところとできないところ、それをどう扱っていくのかを含めてご検討いただければと思います。もし、その他ご意見、ご質問等がなければ、議題の2つ目、報告事項については以上で終了いたします。本日も皆様、熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。それでは、会議の進行を事務局にお返ししたいと思います。

○**事務局（白井）** ありがとうございました。それでは、次に、会議次第の4番目その他でございますが、事務局より1点ございます。

次回、令和2年度第3回芦屋市都市計画審議会ですが、来年2月中旬の開催を予定しておりますので、日程が決まり次第ご連絡させていただきたいと思います。

それでは、本日の審議会は以上となりますので、閉会をいたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。